社会福祉法人　　聖マリア会

指定居宅介護支援事業運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人聖マリア会（以下「本会」という。）が開設する在宅介護支援センター聖マリアの園（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）は、要介護者等からの依頼を受けて、日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、指定居宅サービス等の種類や内容等の計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保できるよう、指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業は利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行う。

２　事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行う。

３　指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

４　事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等、医療機関との連携に努める。

５　サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減,若しくは悪化防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行う。

（事業所の名称）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　　社会福祉法人聖マリア会　居宅介護支援事業所
　　在宅介護支援センター聖マリアの園

（２）　所在地　　長崎県五島市松山町７０６番地３

（事業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）　　管理者兼主任介護支援専門員　常勤１名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、この事業所の従業者のサービス提供の現場を適切に把握しつつ、業務・職員の一元的な管理、指揮命令を行うとともに自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

（２）　　介護支援専門員　常勤２名以上

但し、要介護者の数が４４又はその端数を増すごとに１とする。

介護支援専門員は、第６条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

（営業日及び営業時間）

第５条　　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　毎週月曜日から土曜日までとする。

但し、１月１日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　８時から 17 時 30 分までとする。

（３）上記の営業日、営業時間外は電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料）

第６条　　利用者からの相談又は依頼の内容把握等に当たっては、事業所の相談室及び利用者の居宅とする。

２　　介護支援専門員は居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が抱える問題点を明らかにし利用者が自立した生活を営むことができる様支援し解決すべき課題を把握しなければならない。

３　　居宅サービス計画作成開始にあたっては、利用者側から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス等を紹介するよう求めることができる事を利用者その家族に説明し利用者又はその家族のサービス選択が可能になるよう支援する。

また、前６カ月間に作成した居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与が位置付けられた居宅サービス計画数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明するよう努めるものとする。

４　　介護支援専門員は居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の選択理由を介護支援専門員に対して求める事が可能であることを利用者及び家族に説明をする。

5　介護支援専門員は居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者会議を開催、照会等により計画の内容について担当者の専門的見地からの意見を求める。

6　介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。

7　「居宅サービス計画」作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡、訪問等を継続的に実施することにより計画の実施状況の把握及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

8　利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合、又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

9　介護保険施設から退所しようとする利用者及びその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

１０　指定介護支援に係る利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。
また、第７条に定める通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費は無料とする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は五島市、（ただし、奈留町、岐宿町、玉之浦町、三井楽町、富江町、及び離島を除く。）
但し、理事長が認めた場合この限りではない。

（緊急時における対応方法）

第８条　介護支援専門員等は、利用者を訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第９条　事業所は提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第４項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2　事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行

うものとする。

3　事業所は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会へ申立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。

4　事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における虐待防止のための指針を整備する。

（３）　虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的(年１回以上)に実施する。

（４）　利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。

（５）　虐待防止のために必要な措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2　事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

第１１条　事業所は事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染予防及びまん延の予防のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、介護支援専門員に対し、感染予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束等の適正化の推進)

第１２条　事業所は身体拘束等の適正化を図る観点から次の措置を講じる。

（１）　利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

（２） 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（事業継続計画）

第１３条　業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（ハラスメントの防止）

第１４条　事業所は、適切なサービスを提供するため、また職員の心身の健康を保護するため、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等あらゆるハラスメント、および利用者やその家族等からのカスタマーハラスメント等の防止のための措置を講じるものとする。

２　事業所は、ハラスメント発生時の相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するための体制を整備するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１５条　事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は復命を行うものとする。

（１）採用時研修採用後３月以内

（２）虐待防止に関する研修　年１回

（３）権利擁護に関する研修　年１回

（４）認知症ケアに関する研修　年１回

（５）介護予防に関する研修　　年１回

２　従業者は正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない

３　従業者であった者が、正当なり理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　管理者は提供した居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速、かつ適切に対応するため、相談窓口設置の他、必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための

方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6　利用者様の入院時、その入院先（医療機関)に担当介護支援専門員の氏名、連絡先を伝える様、利用者又はその家族に協力を求めるものとする。

7　介護支援専門員は指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたときはその他必要と認める時は利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうちに必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

8　介護支援専門員は利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合はその他必要な場合には利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるものとする。また、この場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付する。

9　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におる様々な取組を行う者等との連携に務める。

１０　事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居介護支援を提供した日をいう。）から最低５年間は保存するものとする。

１１　この規程に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は、本会の理事会において協議し、別に定めるものとする。

（附則）

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

平成 16 年 8 月 1 日一部改正
平成 18 年 4 月 1 日一部改正
平成 19 年 4 月 1 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 10 月 1 日一部改正
平成 30 年 6 月 1 日一部改正
平成 30 年 7 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正
令和 8 年 4 月 1 日一部改正